3　新独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に該当するものに限る。）について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第二十条の四の規定による命令であって確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

4　新独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（独占禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成二十一年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に該当するものに限る。）について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第二十条の五の規定による命令であって確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

第十条　旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、施行日前に、当該法人がその一又は二以上の子会社等（旧独占禁止法第七条の二第十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一又は二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合における当該子会社等が命じられる課徴金については、なお従前の例による。

第十一条　施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項若しくは第八条の三に規定する違反行為又は当該違反行為に相当する行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者が、施行日前に新独占禁止法第七条の六第五号（新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する行為に相当する行為をした者である場合（施行日以後において同号に規定する行為をしていない場合に限る。）における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の六（同号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2　施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項若しくは第八条の三に規定する違反行為又は当該違反行為に相当する行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者が、施行日前に新独占禁止法第七条の六第六号（新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する行為に相当する行為をした者である場合（施行日以後において当該行為の相手方以外の同号に規定する者に対し同号に規定する行為をしていない場合に限る。）における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の六（同号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十二条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十五条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「新私的独占禁止法の」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の」に、「、新私的独占禁止法」を「、独占禁止法」に、「第三号（新私的独占禁止法」を「第四号（独占禁止法」に改める。

附則第八条中「新私的独占禁止法」を「独占禁止法」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三